

旭川市と中央大学との包括連携に関する協定書

旭川市(以下「甲」という。)と中央大学(以下「乙」という。)は、次のとおり包括連携協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙との協力関係をより一層強化し、幅広い分野において包括的な連携を推進することにより、地域課題の解決、地域の活性化並びに大学の教育及び研究の充実を図り、地域を始めとした社会全体の持続的かつ公正な発展に寄与することを目的とする。

(連携及び協力の内容)

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し、及び協力する。

- (1) 甲の施策の推進及び地域を始めとした社会全体の課題解決に関すること。
- (2) まちづくり及び地域の活性化に関すること。
- (3) 生涯学習に関すること。
- (4) 学生の地域活動への参加に関すること。
- (5) 産業、学術、官公庁の連携に関すること。
- (6) 教育、文化及びスポーツに関すること。
- (7) 人材育成に関すること。
- (8) その他必要な事項に関すること。

2 具体的な取組内容、実施方法その他の条件については、別途取り決めるものとする。

(連携及び協力の方法)

第3条 この協定による連携及び協力を円滑かつ効率的に進めるため、甲及び乙の双方に窓口を設置し、必要な連絡調整を行う。

(協定内容の変更)

第4条 甲及び乙のいずれかが、この協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(協定期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8(2026)年3月31日までとする。
ただし、有効期間が満了する日の2か月前までに、甲及び乙のいずれからも別段の申し出がない場合には、この協定の期間は1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく事業の実施において知り得た他方の秘密事項を、第三者に開示し、若しくは漏えいし、又はこの協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

なお、その他当該秘密及び個人情報の取扱いについては、法令に基づくほか、開示した当事者の指示に従うものとする。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責任を負うものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、甲及び乙の双方が協議し決定する。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙署名の上、各1通を保有する。

令和7(2025)年8月12日

甲 北海道旭川市7条通9丁目48番地
旭川市
代表者 旭川市長

今津寛介

乙 東京都八王子市東中野742番地の1
中央大学
代表者 学長

河合久